

仕 様 書

1. 件名及び数量

令和8～12年度消費税申告関係業務 一式

2. 対象事業年度

令和8年度～12年度（令和8年4月1日～令和13年3月31日 5事業年度）

3. 契 約 期 間

契約日から最終年度の消費税申告期限まで（令和13年6月30日まで）

4. 資 格

日本税理士会連合会の発行する登録者証「税理士証票」を交付された者を配置できること。

5. 業務概要

(1) 消費税四半期税務監査業務

- ① 運営費交付金債務に関する消費税確認作業
- ② 特定収入に関する課税区分判定（交付要綱等の確認）
- ③ 一般受託事業に関する業務内容等の確認
- ④ 勘定科目別、課税仕入れに関する課税区分判定
- ⑤ 各月実績に基づく当期消費税額のシミュレーション
- ⑥ 消費税確定申告に係る保管資料等のフォーマット作成指導

(2) 消費税中間・確定申告書作成業務

- ① 売上（課税・非・不・免）の総括確認及び修正
- ② 仕入（課税・非・不・免）の総括確認及び修正
- ③ 課税売上割合の算定
- ④ 特定収入割合の算定
- ⑤ 個別対応方式適用の有利不利に関する判定
- ⑥ 仕入控除税額の調整計算の試算
- ⑦ 特定収入に係る課税仕入等の消費税額控除額の算定
- ⑧ 経理区分別の消費税額の検証
- ⑨ 消費税額の確定
- ⑩ 消費税額中間・確定申告書作成及びe-Taxでの代理提出

(3) 消費税に関する相談の対応

6. 業務内容

(1) 消費税四半期税務監査業務

1 対象事業年度をおおむね3ヶ月ごとに分け、下記3箇所それぞれ4回ずつ計12回、当仕様書に基づき国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下、森林研究・整備機構とする）の取引について、現地にて監査業務を行い、その監査結果を完了報告書に取りまとめ提出する。

なお、森林研究・整備機構の経理区分は「研究・育種勘定」「森林保険勘定」「特定地域整備等勘定（特定地域等整備経理、林道経理）」「水源林勘定」の4勘定5区分となっており、勘定により現地監査業務の実施場所は以下の3箇所となる。

- ・「研究・育種勘定」

森林研究・整備機構森林総合研究所：茨城県つくば市松の里1

- ・「森林保険勘定」

森林研究・整備機構森林保険センター：神奈川県川崎市幸区堀川町66番地2興

和川崎西口ビル 9 階

- ・「特定地域整備等勘定」「水源林勘定」

森林研究・整備機構森林整備センター：神奈川県川崎市幸区堀川町 6 6 番地 2 興

和川崎西口ビル 1 1 階

また、令和 7 年度総取引額の実績は以下のとおりである。

・「研究・育種勘定」	14,080,705,728	円
・「森林保険勘定」	1,167,371,159	円
・「特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)」	423,378,709	円
・「特定地域整備等勘定(林道経理)」	559,238,906	円
・「水源林勘定」	37,376,752,248	円

(2) 消費税中間・確定申告書作成業務

上記税務監査業務により得られた結果を基に申告書作成業務(付表等添付資料含む。)を行い、該当事業年度の申告期限の 1 週間前までに森林研究・整備機構に提出する。

また、e-Tax を利用した代理申告を行い、税務署が受理した証となる書類を森林研究・整備機構森林総合研究所に提出する。

(3) 消費税に関する相談の対応

消費税に関する各種相談に対する対応を行う。

なお、相談予定時間は年間約 1 0 時間程度である。

7. 経費の請求

受注者は、毎回の消費税四半期税務監査業務終了後に、監査結果完了報告書と併せて当該期間分の請求書を発行する。

なお、監査結果完了報告書および請求書は「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所」宛、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター」宛、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター」宛の 3 通に分割して各監査実施場所に提出することとし、総請求額に対する各請求書の分割割合については契約時に指示する。

8. その他

(1) 税務調査時等の立会および対応補助

税務署、国税局の税務調査が行われた場合は、森林研究・整備機構からの要請に基づいて、税務調査の立会及び調査官の指摘事項に関する対応にかかる助言を行う。

ただし、税務調査への立会に要する費用については別途協議するものとする。

(2) 本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は協議を行うものとする。